

入学・転校等の手続き

小・中学校の入学手続き

■小学校の入学手続き

- 入学予定児童の保護者に対して、毎年1月下旬に「就学通知書」を郵送しますので、保護者はその通知書中の「就学届」を指定された小学校に提出し、学校長からの指示を受けてください。
- 就学前健康診断の実施……入学予定児童を対象にした健康診断を毎年11月中に実施しています。日時・場所等については、事前に教育委員会からお知らせします。

■中学校の入学手続き

- 小学校卒業予定者（小学6年生）の保護者に対して、毎年1月下旬に「就学通知書」を郵送しますので、保護者はその通知書中の「就学届」を指定された中学校に提出し、学校長からの指示を受けてください。

※ 佐用町が設置する小・中学校以外の学校（私立の学校など）へ入学される場合には、学校教育法施行令に基づく届け出が必要ですので、教育委員会までご連絡をお願いします。

また、病気やその他の理由で指定された学校へ入学することが困難な場合にも、教育委員会までご相談ください。

小・中学校の転校手続き

■町外から転入するとき

- ① 役場の住民課又は支所の戸籍窓口で転入手続きをした後、同窓口で「児童・生徒の就学に係る届出書」に必要な事項を記入のうえ提出してください。（※戸籍窓口から教育委員会へ「住民異動連絡票」と「児童・生徒の就学に係る届出書」がFAXされます。）
- ② 窓口での手続き終了後、教育委員会が指定する学校へ行き、前の学校で受け取った「在学証明書」と「教科書給与証明書」を提出し、学校長の指示を受けてください。

■町外へ転出するとき

- ① 役場の住民課又は支所の戸籍窓口で転出手続きをしていただく際に、転校となる児童・生徒がある旨を申し出てください。（※教育委員会へ「住民異動連絡票」がFAXされます。）
 - ② 窓口での手続き終了後、在籍校へ行き、「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受け、転出先の市町村で転入・転入学の手続きをしてください。
- ※ 転校にあたっては、在籍校と教育委員会への事前連絡をお願いします。転出先の住所、転出予定日、児童生徒の最終登校日等を事前に伝えていただければ、転校書類の作成をスムーズに行うことができますので、ご協力をお願いします。

■町内で転校するとき

- ① 役場の住民課又は支所の戸籍窓口で転居手続きをしていただく際に、転校となる児童・生徒がある旨を申し出てください。（※教育委員会へ「住民異動連絡票」がFAXされます。）
 - ② 窓口での手続き終了後、在籍校へ行き、「在学証明書」の交付を受けてください。
 - ③ 在籍校での手続き終了後、転校先の学校へ行き、前の学校で受け取った「在学証明書」を提出し、学校長の指示を受けてください。
- ※ 転校にあたっては、在籍校・新就学校・教育委員会への事前連絡をお願いします。

佐用町教育委員会 教育推進課 就学係
〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用2600番地2
TEL：0790-82-2425 FAX：0790-82-0120
E-mail：kyoi-suishin@town.sayo.lg.jp

